

徳島県妊孕性検査支援事業 Q&A

(R6.6時点)

(1)助成要件・助成内容について			
Q1	助成の対象となる検査はどのようなものになりますか。	A1	<p>妊娠性を知るための(不妊) 検査が対象です。 男性の精液検査、女性の抗ミュラー管ホルモン検査は必須検査です。 ※ただし、「人工授精」や「生殖補助医療（体外受精・顕微授精）」を開始した場合は、その後の検査は助成対象外となります。 検査項目等でご不明なことがあれば検査を受けた医療機関に確認してください。</p>
Q2	必須検査を設ける理由はなんですか。	A2	<p>不妊については男性側にも女性側にも同じくらいの割合で原因があることから、妊娠性にかかる検査は夫婦で受けることが大切です。 男性には精液を調べる検査を、女性には卵巣の機能が年齢相当であるかを調べる抗ミュラー管ホルモン検査（AMH）を必須検査としています。</p>
Q3	必須検査等の結果説明は受けられますか。	A3	<p>本県では、検査結果を正しく理解した上で、今後のライフプランの決定に活かしていくため、検査を実施した医療機関の医師から、結果説明をいただくこととしています。 なお、検査実施医療機関は、産婦人科の専門医や生殖専門医がいる医療機関に限定し、受検について十分な説明が可能な体制を整備しています。</p>
Q4	助成の対象となる要件はなんですか。	A4	<p>申請日時点で法律婚又は事実婚の関係にあるご夫婦で、次の①から④に掲げる要件をすべて満たしている方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①過去に不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けたことがないこと ②助成の申請時に、夫婦の一方又は双方が徳島県内に住所を有していること ③検査開始日における妻の年齢が40歳未満であること ④事業対象医療機関で、夫婦ともに検査を受けていること（夫婦のいずれかが検査を開始して1年以内にもう一方が検査をすること）
Q5	助成の対象者に「不妊治療を受けたことがないこと」とあるが、自費診療分だけが対象ということですか。	A5	自費診療でも保険診療でも、不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けたことがある場合は対象外です。

Q6	夫の年齢に制限はありますか。	A6	いません。
Q7	所得の制限はありますか。	A7	いません。
Q8	R6.6.1追記 助成対象に「性感染症にかかる検査費用」は含まれますか。	A8	<u>R6.6対象要件の拡充により性感染症にかかる検査費用も対象となりました。</u> <u>R6.6.1以降に実施した「性感染症にかかる検査費用」は、助成の対象に含まれます。</u> <u>※R6.5.31までに実施した性感染症検査は対象外。</u>
Q9	証明書(様式第2号) 作成にかかった文書料は助成の対象となりますか。	A9	証明書 (様式第2号) 作成にかかる文書料も対象となります。
Q10	検査開始日とはいつのことですか。	A10	検査を複数回にわたり受けた場合は、そのうち最も早い日をいいます。
Q11	検査が1日で終了せず、複数回にわたり実施しました。 助成の対象となりますか。	A11	複数回にわたり検査を実施した場合も、助成の対象となります。
Q12	夫婦が別居していて別の都道府県（外国を含む）に居住しています。徳島県で申請できますか。	A12	申請日時点で、夫婦いずれかが徳島県内に住民票を有していれば申請できます。
Q13	申請は何回行えますか。	A13	1夫婦につき1回限り申請できます。複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査が終了した後、まとめて申請ください。 なお、申請後に再度検査をした場合、申請済額が助成上限額に達していない場合でも、再度の助成金の申請は受け付けできませんのでご注意ください。
Q14	既に子どもがいる場合でも助成の対象となりますか。	A14	対象となります。ただし、以前に助成を受けている場合や不妊治療を受けている場合は対象となります。
Q15	第1子は体外受精で授かり、今回、第2子を希望し、検査を考えています。助成の対象となりますか。	A15	過去に不妊治療を受けたことがあるため、助成対象となります。
Q16	県外の医療機関で不妊検査を受診しました。 申請できますか。	A16	助成対象となります。
Q17	検査開始日時点では妻の年齢は39歳でしたが、検査を受診している間に、40歳に到達しました。その後の検査は対象となりますか。	A17	検査開始日時点で40歳未満であれば、検査の途中で40歳に達しても、検査開始日から1年以内の検査については、助成の対象となります。

Q18	検査開始日時点では、夫婦ともに徳島県外に居住していましたが、申請日時点で、徳島県内に住民票がある場合は、対象となりますか。	A18	対象となります。ただし、助成の対象となる医療機関は、県内の事業対象医療機関（県ホームページに掲載）に限ります。
Q19	<p>R6.6.1追加</p> <p>令和6年6月1日以降の制度拡充の要件は何ですか。</p>	A19	<p>本事業は、令和6年6月1日以降、次の2点の対象要件を拡充しました。</p> <p>① 対象となる検査は、妊娠性を知るための（不妊）検査 ※ 保険適用・適用外問わず、医師は必要と認めた検査を対象とします</p> <p>② 性感染症検査に係る費用を対象とする</p>
Q20	<p>R6.6.1追加</p> <p>本事業の申請を過去に行ったが、令和6年6月1日以降に性感染症検査をした場合には、再度申請ができますか。</p>	A20	<p>申請は、夫婦1組につき1回限りであるため、再度申請はできません。</p>
Q21	<p>R6.6.1追加</p> <p>検査日によって、申請対象となる検査に違いがありますか。</p>	A21	<p>抗ミュラー管ホルモン検査と性感染症検査は、検査日により対応が異なります。</p> <p>○抗ミュラー管ホルモン検査（女性） 検査日：～R6.5.31 「保険適用外検査」のみ申請対象 検査日：R6.6.1～ 「保険適用」、「保険適用外」とも申請対象</p> <p>○性感染症検査 検査日：～R6.5.31 申請対象外 検査日：R6.6.1～ 申請対象</p>
Q22	<p>R6.6.1追加</p> <p>令和6年5月31日までに受けた保険適用外の検査と、 令和6年6月1日以降に受けた保険適用の検査や 性感染症の検査費用を、併せて申請することは可能ですか。</p>	A22	<p>可能です。</p> <p><例></p> <p>R6.5.31以前に次の項目を受検</p> <p>【女性】①（保険適用外）抗ミュラー管ホルモン検査 ②（保険適用外）抗精子抗体検査</p> <p>【男性】③（保険適用外）精液検査</p> <p>R6.6.1以降に次の項目を受検</p> <p>【男女】④ 性感染症検査</p> <p>①+②+③+④の合計金額のうち上限25,000円までが対象となります。</p>

(2)治療期間と申請期限について

Q23	夫婦が別の日に不妊検査を受けた場合、検査開始日はどちらの検査日が基準になりますか。	A23	夫婦それぞれの初めての検査開始日のいずれか早い日が基準となります。
Q24	助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。	A24	夫婦のどちらかが検査を開始した日から、検査を終了するまでとなります。なお、夫婦のいずれか早い方が検査を開始した日から最長1年となります。 (例) 令和6年4月8日に検査を開始した場合、令和7年4月7日までの検査が助成対象です。
Q25	申請期限はありますか。	A25	原則、助成の対象となる検査が終了した日の属する年度内(4月1日から3月31日まで)です。
Q26	「夫婦ともに検査を受けていること」とはどういうことですか。	A26	夫婦のどちらかが検査を受けて1年以内にもう一方が検査を実施していることです。必ずしも、同じ医療機関に受診する必要はありません。
Q27	検査が終了しなければ申請できませんか。	A27	夫婦の自己負担額合計が2万5千円を超えた場合は、申請が可能となります。(助成の上限に達するため) この場合、医療機関の証明書(様式第2号)は、直近の受診日までの期間で作成するよう依頼してください。
Q28	複数回の検査の途中で、自己負担額が2万5千円を超えるました。この時点で申請できますか。	A28	申請可能です。
Q29	検査が終了しましたが、自己負担額が2万5千円未満でした。申請できますか。	A29	申請可能です。 ただし、助成回数は夫婦1組につき1回のため、助成額が2万5千円未満の場合でも、再度助成申請することはできません。

(3)医療機関について

Q30	受診する医療機関の指定はありますか。	A30	当助成事業の対象となる(証明書を発行できる)医療機関の一覧を徳島県ホームページに掲載しています。一覧に掲載されている以外の医療機関で受検した検査は、助成の対象外です。
-----	--------------------	-----	---

Q31	夫婦が別の医療機関で受診している場合は対象になりますか。	A31	対象になります。その場合、医療機関の証明書はそれぞれの医療機関で作成してもらう必要があります。
Q32	検査の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。	A32	転院があっても対象の医療機関であれば助成の対象となります。ただし、申請にあたっては、医療機関の証明書はそれぞれの医療機関で作成してもらう必要があります。

(4)申請手続きについて

Q33	申請窓口はどこですか。郵送での申請は可能ですか。	A33	お住まいを管轄する保健所に郵送又は窓口にて書類を提出してください。 郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便など、記録が残る方法で送付してください。
Q34	申請日はいつになりますか。	A34	窓口での申請の場合は、受理日が申請日になります。 郵送での申請の場合は、消印日を申請日として取り扱います。
Q35	振込口座は、どの口座でもよいですか。	A35	申請者名義の口座であれば、どちらの口座を記入いただいてもかまいません。

(5)申請書類について

Q36	申請書（様式第1号）の日付は、いつの日付を記入するのですか。	A36	申請書を記入した日にしてください。ただし、受付日は、申請書受理日となります。
Q37	申請書を書き間違えた場合は、どのように訂正すればよいですか。	A37	書き間違えた箇所に二重線を引き、その上に正しい内容を記入してください。修正テープ等での修正はしないでください。
Q38	住民票の写しは、夫と妻それぞれに必要ですか。	A38	まとめて記載されているもので結構です。夫と妻の住所、氏名、生年月日及び <u>続柄</u> が記載されているものに限ります。 また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
Q39	マイナンバーが記載された住民票を取得してしまいました。再取得が必要ですか。	A39	マイナンバーを黒塗りして使用することができますので、再取得は不要です。
Q40	パートナーが県外在住の場合、県外の住民票も必要ですか。	A40	県内に在住している方の住民票だけで結構です。

Q41	事実婚の場合、両人の住民票が必要ですか。	A41	同一住所に登録(同一世帯)があり、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、「同居人」等の記載がある場合は、1通の住民票の提出で結構です。同一住所に登録があるが、両者が「世帯主」として登録されている場合や、住所が別の場合は、それぞれ1枚ずつの住民票の提出が必要です。
Q42	外国籍であるため、戸籍謄本を提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	A42	婚姻関係が確認できる書類（婚姻届受理証明書や、自国で発行された婚姻証明書のコピー（翻訳添付））を提出してください。
Q43	領収書の提出は必要ですか。	A43	不要です。 領収内容は、受検医療機関で様式第2号に記載を依頼してください。
Q44	振込先口座の通帳がない場合は、どうしたらよいですか。	A44	通帳がない場合は、キャッシュカードのコピーを提出してください。
Q45	申請書に不備があった場合はどうなりますか。	A45	申請書類の不備があった場合や、記載内容に疑義がある場合は、電話等でご連絡します。 申請書（様式第1号）に日中連絡のつく電話番号（できれば携帯番号）を記載ください。
Q46	R6.6.1追加 令和6年6月1日以降、変更となった様式はありますか。	A46	(様式第2号) 徳島県妊娠性検査支援事業受診等証明書の内容が変更となっています。令和6年6月1日以降に申請する場合は、新しい様式を利用ください。 旧様式では受付はできません。
(6)その他			
Q47	助成金はどのくらいで振り込まれますか。	A47	書類の不備がなければ、1~2ヶ月程度で指定口座に振り込みを行います。
Q48	提出した証明書や申請書の写しが必要ですが、後日返却やコピーを提供してもらえますか。	A48	各申請書類の返却はできませんので、写しが必要な場合は、ご自身で提出前にコピーをとり保管ください。